



参加無料

労務管理セミナー

～パワハラ対策&同一労働同一賃金～

☆風通しのよい職場作りのお手伝いをいたします。

今回は、相談事例等を交えながら、取り組みを進めていただくための具体的な学習の機会といたします。

中小企業主は、パワハラ対策措置については、令和4年4月1日から義務化、同一労働同一賃金に係るパート・有期労働法は、令和3年4月1日から適用。

日時

令和4（2022）年3月8日（火）
13:30～15:00（受付：13時～）

会場

栃木県庁足利庁舎 4階大会議室
（足利市伊勢町4-19）

対象者

経営者、管理職、総務・人事担当者等

定員

定員20名
（定員になり次第締め切らせていただきます。）
（裏面の留意事項②を御覧ください。）

講師

栃木労働局 雇用環境・均等室 齋藤 豪徳 室長補佐（指導担当）
栃木働き方改革推進支援センター 谷田部 浩史 専門家（社会保険労務士）

申込期間

～令和4（2022）年3月1日（火）

申込方法

FAX、郵送、Eメール



主催：栃木県足利労政事務所、栃木働き方改革推進支援センター

「労務管理セミナー ～パワハラ対策&同一労働同一賃金～」

参加申込書

事業所名		
参加者 職・氏名 (各事業所1名)		
所在地		〒
連絡先	TEL	
	E-mail 必須	

※御記載いただきました個人情報は、本セミナー以外には使用いたしません。

【留意事項】

- ① 当日の検温等により体調を確認し、参加の際はマスクを着用願います。
- ② 対面形式を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の状況により、オンライン形式（ZOOMミーティング）での開催に変更することがありますことを予め御了解願います。その場合は、定員を30名といたします。
なお、オンライン形式に変更する場合は、お申し込みいただいた方へ連絡を差し上げます。

【申込み・問い合わせ先】

栃木県足利労政事務所（〒326-8555 住所：足利市伊勢町 4-19）

TEL 0284-41-1241

FAX 0284-41-1280

E-mail ashikaga-roj@pref.tochigi.lg.jp

締切日：令和4(2022)年3月1日（火）

